

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成28年3月4日（金）午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	徳田 修和 君
委員	中村 満雄 君	委員	宮本 明彦 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深君
委員	前川原 正人 君	委員	時任 英寛 君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	花堂 誠 君	長寿・障害福祉課長	小松 太 君
保健福祉政策課長	徳田 忍 君	長寿・障害福祉課主幹	森 裕之 君
保健福祉政策主幹	竹下 里美 君	長寿・介護Gサブリーダー	久木田 勇 君
長寿・介護グループ主任主事	金丸 哲朗 君		
総務部長	川村 直人 君	税務課長	谷口 信一 君
生活環境部長	小野 博生 君	保険年金課長	宝満 淑朗 君
収納課長	永重 博章 君	国民健康保険G長	有村 和浩 君
市民税G長	中村 和仁 君	市民税Gサブリーダー	岩元 勝幸 君
収納第2G長	齊藤 学 君	国民健康保険Gサブリーダー	大窪 修三 君
総務管理G長	出口 竜也 君	生活環境政策G長	宝徳 太 君
生活環境G主任主事	川畑 貴雄 君		

5. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

池田 守 議員, 植山 利博 議員, 有村 隆志議員

7. 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

村上 光信 君, 川寄 安誠 君

8. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 藤本 陽子 君

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第11号 霧島市長寿祝金支給条例の一部改正について

議案第13号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

議案第14号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について

議案第15号 霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止について

議案第19号 霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の制定について

議案第44号 霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部改正について

議案第45号 霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

陳情第1号 高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから、環境福祉常任委員会を開会します。本日は、去る2月23日及び26日に本委員会に付託されました議案7件と陳情1件の審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。傍聴の申出があったときには、許可してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにします。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 9時 1分」

「再 開 午後 9時 2分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。早速審査に入ります。まず陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書について陳述人から説明をお願いします。

○陳述人（村上光信君）

おはようございます。議員の先生方にはこのような貴重な時間を頂き、私どもの陳情を聞いていただくことに対して、厚くお礼を申し上げます。私は現在、NPO法人JOYステーションで訪問介護事業所を運営している理事長の村上光信と申します。3年間ほどNPO法人として高齢者の移動困難登録者430名を病院や買物等に無償で送迎支援活動を行ってまいりました。その中で、昨年度、国土交通省や霧島市の担当者の御指導を賜り、福祉有償運送と介護保険タクシーの認可を頂き、交通弱者の支援事業を行っております。また、私共は全国組織のNPO法人全国移動サービスネットワークに加盟して、全国的に高齢者の病院や買物支援をどのようにしているのか、また、その中で私どもが霧島市でNPO活動としてどのような高齢者支援ができるのか常に考えているところでございます。そこで、NPO法人ネットワークサービス霧島担当として今日は陳情書を提出させていただきました。全国移動サービスネットワークで大きな話題となっているのが、高齢者の移動支援をする中で大きく二つの効果があると言われております。まず一つの効果が、引きこもり高齢者の解消です。一人暮らしの高齢者の多くはテレビが話し相手で、コミュニケーション不足による機能低下や病気になるケースが多いと言われておりますので、病気の解消に少しは貢献しているのかなと、考えています。二つ目、年金を一度に引き出す理由をみなさん御存知だと思っておりますが、移動手段が無いので年金支給日には一度に全額を引き出すのが今の高齢者です。つまり、たんす預金です。同じ理由で買物も一度にまとめ

買いを致します。しかし病院では薬も以前のように一度に多く出せませんので、通院を控えると病気を悪化させてしまうのが現状なようです。実は、つい昨日も私の知人の高齢者が風邪をこじらせて病院に行くのが遅れて、インフルエンザになり、三日後に亡くなりました。こういうのが今の高齢者だと思えます。今回の陳情を提出させていただいた理由を紹介させていただきます。これまで市役所の担当者の方々にいろいろと丁寧にアドバイスを頂き心から感謝しています。また、地域包括センターの御協力でケアマネージャーの会議等でも説明をする機会を与えていただき、また、メディアでは南日本新聞、MBCテレビ、ケーブルテレビで紹介をしていただきました。しかし、まだまだ認知度が低くて困っておりました。そこで、一人の議員さんに現状をお話ししたら、そういうことは知らない方が多いと思えますと、高齢者対策は霧島市でも重要な課題でもあるので、議会に陳情を出すと議員の先生方や行政、市民の方への広報につながるのではないかとアドバイスを受けたので、今回陳情を出させていただきました。本題に入る前に字句の修正を二つお願いします。1点目、表記が介護保険タクシーという表記を使っておりますが、これは全国移動ネットサービスで全国的に使用されているんですけれども、運営協議会や数名の方々にわざわざアドバイスを頂きましたので、介護保険適応車両というふうに訂正させていただきます。皆さんに配りました資料の中ではそのように訂正をさせていただいております。二つ目、陳情書の中で人数の制限という言葉を使っていますが、そこも人数の制限ではなくて、運営協議会での人数のコンセンサスを周知するという文面にさせていただきます。ところで、高齢者社会の現状については、皆様御承知のとおりだと思います。今回の陳情書のもう一つの目的は、高齢者社会の進展に伴い、霧島市でも2016年1月末現在で、要支援と要介護認定者が6,038名にのぼっています。その中で、病院や買物等の移動手段が困難な方々が増えております。御存知のとおり国土交通省が高齢化社会に伴い、通常の交通機関では対応しきれない状況が出てきたために、その対策として、介護職の資格を持つNPO法人等に対して特別に運送許可を与え、病院送迎や買物難民と言われるような高齢者の方々に、しかも、要支援と要介護認定者に限って福祉有償運送として許可をしております。更に、福祉有償運送の許可を受けた訪問介護事業所に対して、乗降介助支援としてケアプランを作成しますと介護保険が適用され、このことを介護保険適応車両と今、改めさせていただきました。輸送には様々な輸送形態がありますが、当NPO法人が行う福祉有償運送は、要支援・要介護の乗降介助が必要とされる方をタクシー料金のほぼ半額程度で利用できるというものです。介護保険適応車両では、ケアプランにより介護保険の通院等乗降介助などを使い1割負担又はタクシー料金の半額程度で利用できますが、ケアプランがないとそれは使用できません。霧島市では初めての取組でもあり、マスコミ等で取り上げられたため、利用について市民の方々から問い合わせがありますが、いろんな方々の誤解もあり、行政や機関団体、市民の方々に迷惑をおかけするところもあります。福祉車両は、全国的に広がっていますが、鹿児島県で我々が47番目の認可です。資料も付けました。また、介護保険車両につきましては、資料によりますと32団体が認可を受けています。鹿児島市では8団体、薩摩川内市では3団体、県内第2の市である霧島市では残念ながら1団体しかない状況です。現在、市の福祉の方々にいろいろとお世話になり、御指導いただいているところではありますが、1団体しかない状況ですので、当然認知度が低いため、説明に苦慮しているところがございます。都市部と違い、地方では移動手段がなく、病院や買物に行くのにも不便です。子供さんから免許返納しないと危ないのと言われてもなかなか返納できないのが高齢者であります。記憶に新しいところでは、日置市の高齢者で認知症のある方が、宮崎市で歩道に乗り上げて7名の死

傷者を出すという大きなニュースがありました。私たちには県外に住む御家族の方から相談が多く寄せられます。また、警察の交通課からも高齢者事故を減らすためにも頑張ってもらいたいと言われていますが、霧島市福祉有償運送運営協議会で理解を頂きながら活動している状況です。ここも初めてのことで、人数増加についてもコンセンサスを頂きながら、少しずつ展開しているところであります。営業を目的としない非営利団体が本当に困った方々の支援ができるようにという形であれば、霧島市でもNPO法人の支援団体も増えて、高齢化社会の特に年金暮らしの要支援・要介護のお年寄りには助かるのではないかと考えています。私は、隼人地区審議委員として2年間勤めさせていただいております。その中で、小浜地区の審議委員の方がこんなことをおっしゃったのが忘れられません。霧島市から温泉券とバス券が配付されていますが、小浜地区にはバスが運行されていないので一度も利用したことがありません。また、移動手段がないので当然温泉券も利用できません。小浜地区の方が利用できるように行政で考えてくださいというのが、審議の中で話されました。このように地域の高齢者を支援するためにも、行政でできない部分を小回りの利く我々のようなNPO法人が担えるのではないかと考えています。しかしながら、NPO法人は、寄附やボランティアなどで運営されているので、いろんなニーズに応え難い、応えるのには限界があります。他の地域では、NPO法人が様々な面において委託事業を受けて運営したりしております。高齢者社会の今後の考えと福祉運送についても委託事業を検討していただくと低いコストで最大の福祉サービスが行なわれるのではないかと考えています。以上のようなことから、高齢者社会の支援の福祉有償運送、介護保険適応車両を市民の皆様にご理解いただき、そして交通弱者で困っている要支援・要介護の高齢者について、NPO法人が支援しやすいように福祉の面から取り組みたいと考えていますので陳情いたしました。最後に地方創生の石破茂大臣は、日本版CCRC、都会の高齢者を地方へ移動させる計画ですが、国策として打ち出しています。このCCRCの推進の記事の中でも取り上げていますが、高齢者を地方に移動することを進めるには、在宅医療の充実と高齢者の移動手段が重要だと書いてありました。我々の働きは在宅医療や福祉を充実させる社会基盤と言われています。配布資料にありますように、鹿児島県で第2の都市と言われる霧島市では、この許可が我々1団体だけあります。今後もこのような団体が増えるように6,000人もいる要支援・要介護の認定者の為に、第2、第3の我々のような方が出てくるようにと、高齢者に優しいまちづくりのためによりよく御審議の上、御賛同いただけますようお願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま陳述内容の説明が終わりました。陳述内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

まず、今御説明いただきました。国の制度が大きく変わりました。このような形での活動が認められるようになりました。これとは別にまた特区申請をしますと、俗に言う観光案内とかそういうものもできるような取組もなされているようでございますけれども、まず、今回の陳情の中にありますように、あくまでも福祉有償運送介護保険適用車両の運行ということでございますけれども、頂きました資料にありますけれども、あくまでも病院とか、診療所又は公的機関、そのようなところに限定をされております。その中で先ほどおっしゃいました生活難民と言いますか、買物難民、このような方々の利用というのは原則できないと、このように認識してよろしいでしょうか。

○陳述人（村上光信君）

時任議員さんのおっしゃるとおりです。障がい者でも駄目です。私どもが国から認可を頂いているのは、要支援と要介護の方だけです。その中で、買物に困っている方がいらっしゃればその中で含まれることだけの話で、買物に困っているから行きましようとはできません。要支援・要介護の限定の中で病院とか買物には行けるようになっています。

○委員（時任英寛君）

先ほど御説明ありましたケアプラン、これがあってこのサービスを利用できるということですがけれども、ただ頂きました資料では買物等につきましては、明記されておりませんが、介護認定を受けられた方であれば、俗に言うプライベートな部分についても運行ができると、このように理解してよろしいのでしょうか。

○陳述人（村上光信君）

実は、要支援・要介護を受けている方が、お墓参りに行くとか、市役所に行くとか、そういうのもオーケーということになっております。

○委員（時任英寛君）

それと、先ほど認定を受けられた方であれば、通常のタクシー料金の半額程度でできるということでもございましたけれども、この料金設定というのは、どのような形で設定をされておられるのですか。獏とされておりますよね、タクシー料金の半額と、これが明記されているのか、それともそちらの団体での一つの基準というのがあるのか、はたまた、国から一つの料金の指針的なものがあるのか、お聞かせを頂きたい。

○陳述人（村上光信君）

国から指針がありまして運輸局に届けております。5kmで幾らとか、ちゃんと決まっております。先ほどの件なんですけど、介護プランが利用できるのは、要支援ではなくて要介護の方だけです。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいのですが、先ほどの説明の中で、一定の条件が満たせばできるということで、平成18年でしたかね、道路運送法が変わってできるということになったのですけれども、現在の運行状況、先ほど人数については大体430名を全体の大体7%くらいになると思うんですが、されているということですが、現状で車両自体で見たときに何台くらいでこういう運行をされているのか、現状をお知らせいただければと思います。

○陳述人（村上光信君）

車両3台です。その中で訪問介護の資格を持った、そして国が指定したところで研修を受けた運転手、3名です。我々は、そういう意味では営業車両とナンバーを取れなくて、旧ナンバーのまま、常勤が二つ、先ほど言いましたように介護保健の免許を持っていること、国が定めるところで講習を受けることとなっています。

○委員（前川原正人君）

それと、もう一点は、霧島市の中に地域公共交通会議という組織があるわけです。その一定の要件を介護保険の要件を満たしてなければ使えないという制約はあるんですけれども、地域公共交通会議の中で村上さんへの事情聴取とかはなかったですか。要するに何が言いたいかというと、公的機関とか、民業圧迫ということが一つはネックになったりする部分もありますので、そう地域公共交通

会議での中での議論などについての意見聴取というのは無かったわけですか。

○陳述人（村上光信君）

我々の場合は、もう一つの委員会がありまして、霧島市福祉有償運送運営協議会があります。そこで6名ほど委員がいますけど、市の職員、運輸局の方、タクシー業界の方々、その中で委員会がありまして、その委員会で我々の活動が認められています。その中で、人数とかいろんな車両の問題とか全てその委員会で開かれて、コンセンサスを得て私たちはこういう活動をしますということで、今回それで霧島市で初めて去年の9月に認定を受けまして、スタートさせていただいています。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、福祉有償運送ガイドブック、これは国土交通省が出していて要件等が書いてあるわけですけど、この中の運送の対象として、過疎地、福祉有償運送の場合は、会員登録をしているものが対象ということで、明確に規定がされているわけですけども、実際このことがもっと普及をしていくべきことだというふうには思っていますけど、これだけ広い霧島市のエリアをカバーをすると、相当な事業所数もしくは台数が必要と考えるわけですけど、その辺のシミュレーション等については、されてはいらっしゃいますか。

○陳述人（村上光信君）

福祉有償運送協議会でも同じような質問がありますけど、私は、自分のNPO法人の限界と言いましようか、そういう意味で考えています。反対に先ほど述べましたように、ほかの地域にそういう同じような方々が増えていって、一緒になって高齢者支援をしていくことが望ましいと思っています。

○委員（中村満雄君）

料金が半額ということで、NPO法人で、例えば、100円のところが御本人が負担するのは50円だと、残りの50円というのは介護保険のほうから出るんですか、いかがなんでしょう。

○陳述人（村上光信君）

介護保険だと今97ポイントですが、その97ポイントは970円、970円の中の97円が個人負担です。あとは、保険から出ます。前年度まで100単位で千円だったので簡単でしたが。今年度から下がりました、100円とすると、900円が保険から出まして、100円が個人負担ということで、ケアプランに入って、ケアマネージャーが申請するとそうになっています。

○委員（中村満雄君）

我々がいろんな山間地域の方とお話をするときに結局、地域の循環バスでは医師会病院に行けないとか、そういったことがあって、そのところが非常に大きな問題なのですが、例えば霧島地区で、霧島神宮、もしくは霧島神宮駅から医師会病院に行くに当たっての料金の比較というのは、実際こういった要介護とか要支援の方にとっては幾らになるかということが、非常にシビアな問題だと思うんですが、いかがですか。

○陳述人（村上光信君）

今たまたま同じ地区から病院に通っている方がいらっしゃいます。15km未満になりますので、1,000円ということになります。タクシーの場合は幾ら掛かるかというのは申しあげにくいと思いますが、2,000円程度でということで、その地区の距離で行って見ないと分かりませんが、だいたい今使っている方は1,000円で片道利用されております。

○委員（中村満雄君）

実際、このような福祉有償運送がどんどん増えると、厳密には霧島市13万人の中の6,000人くらいですから、そうたくさんはいらっしゃらないわけですが、タクシー会社が自分のビジネスの圧迫だとか、そのような意見というのは、協議会の中では出ていませんか。

○陳述人（村上光信君）

最初の協議会のときにタクシー会社の方から市の方に何名要支援・要介護の方がいらっしゃいますかという質問がありました。その中で1%くらい将来把握できたら少しお役に立つのかなくらいと思っていますけど、現在は、最初の委員会で15名認可いただきまして、今、20名程度を運送させていただいております。その程度です。できたら先ほど前川原さんにも答えましたが、私はこれ以上自分のところを増やそうというのではなくて、各地区でNPOとか、市民団体が私と同じようなことをしていただければと。御存知かと思いますが、鹿児島市ではあるタクシー会社が始めました。鹿児島市はタクシー会社もやりましたので、こういう理解が深まっていけばもっと高齢者にやさしいまちづくりができるのではないかと考えています。

○委員（中村満雄君）

国交省の要件に、一定の要件を満たした場合にとか、非常に敷居の高い表現があるんですが、その辺りのところがこの協議会のところで敷居の高さというのは、協議会の中でそれぞれの自治体ごとに異なるのか、ほぼ同じなのか、例えば、国交省の陸運局ということでしたが、陸運局の指導の仕方やかそういったのは、例えば鹿児島県内であっても差があるのか、陸運局のそういった判定に差があるのか、自治体の国交省のガイドブックの解釈に差があるか、その辺はいかがですか。

○陳述人（村上光信君）

私は、実は喜界島出身なんです。喜界島では、あの小さい島で二つの事業をやっています。その中でもお尋ねしました。この前鹿児島市の担当の方にもお尋ねしたんですが、各協議会で違うようです。協議会で人数とか軽微なものは運輸局に提出しなくてもいいとなっております。あとは全部協議会で話されたことで運営されますので、私たちはそういう意味で今の協議会の方々に御理解いただいて、このことがもっと裾野が広がればと思っています。そのためにも先生方の御理解が必要かと思っています。

○委員（中村満雄君）

そういった移動手段を持たない人にとっては、非常に福音的な事業には見えますが、霧島市には先ほど約6,000人が要介護・要支援、こういった事業の対象者であるような説明がありましたけれども、そういった方に対する周知といたらおかしいですが、このようなサービスがありますよとことに関して、そういった方が御存知かどうかということはいかがでしょう。

○陳述人（村上光信君）

なかなか難しいことで、実は先ほど申し上げました430名、無料の高齢者がいらっしゃいました。その方々に幾つか説明したんです、その方々「要支援・要介護とは何よ」と、要支援それを分かっているからいらしゃらない、ましては、このことは、正にそうですね、そういう意味では、市の広報に何度かお願いしたんですけども、残念ながら広報には載せていただけなくて、あと、私達ホームページでやっているだけで、私達は430名の方々にはハガキで一応お知らせしました。

○委員（松元 深君）

陳情書の一番下のほうの3のところ、政府の適用に基づいた福祉有償運送・介護保険タクシー事

業運営ができるよう御配慮願いたいとあるのですが、今、政府の指摘に基づいた事業でできていないものというのはどのようなものがあるのでしょうか。

○陳述人（村上光信君）

なかなか日本語が難しくてすみません。更にできるようにということです。今1か所しかないので、更に市のほうでできるように御配慮をという意味です。

○委員（松元 深君）

指摘に基づいた事業はできているということですか。

○陳述人（村上光信君）

はい、そうです。運営協議会を通して認可させていただいております。

○委員（中村満雄君）

霧島市で1市6町が合併したわけですが、仮にこういったことをしてほしいというニーズがあったとして、そういったことに対応出できるNPO法人、隼人には村上さんのところがあるわけですが、ほかのところにもそのようなNPO法人が存在するのかってことに関してはいかがでしょう。

○陳述人（村上光信君）

私まだそういう仲間を持っていませんで、実はほかの地域から県外や鹿児島ほかのところから私のホームページを見て教えてくださいとありますので、私はそういった方がいらっしゃったら喜んで私達がここでやったことをお教えしたいと思っていますけど、まだ、霧島市の中からは声はありません。

○委員（中村満雄君）

国交省の文章にはボランティア的とか、そういった言葉がたくさん出てくるんですけども、ボランティアで当然村上さんのところには職員の方も何人かいらっしゃる。ほかの事業もされているんでしょうけれども、儲けたらいけないとか、そういった記載もあるわけなんですけれども、そういったのが安定的に長期的に運営できるのか、例えばこういったサービスが一旦立ち上がったとしても、それが失礼な話ですが、経営がうまくいなくて、その事業そのものがぼっしゃってします、表現が悪いですけども継続できないとか、そういったことの懸念もちょっと抱くんですけども、そういった意味では、儲からない、利益を上げたらいけない、ボランティア的な事業っていうのを継続的にお続けになる根拠といいますか、何故なんですかということに関してはいかがでしょう。

○陳述人（村上光信君）

実は、私は大学で教べんを執っております、その中で、そのときは観光学という学問を教えました。観光することは健康になりますよというのが私の理念で、その中でWHAのウェルネスというのが私の専門でした。その中で、高齢者についていろんな研究を致しまして、退職して私はこれからの社会、私も含めて団塊世代です。団塊世代が後期高齢者になると大変ですね、今のシステムのままだと大変なことになると思っています。それで私は、自分の資材を投げ打ってスタートしました。今、私のところで47団体、認可になったのですけれども、今、実際動いているのは三十幾つです。今、中村議員さんがおっしゃるように、認可を受けましたけれども辞めているところが県内は多いんです。つまり、私もそうですね、実は私は、たまたま私の右腕の川寄さんが助成金を取ったりするのに私と一緒に、ほかの活動をしながらこのことを細々となんとか続いていると。実は、今年度は日本郵便株式会社から高齢者の園芸療法というのをやっているんですが、そのために頂きました。去年は、

J Tたばこ産業から頂きました。ほかの事業をやってやっどできています。私も私財を結構使っていますけど、それでこのままでは当然できないなという思いがあるものですから、次の方に引き継ぐためにも、ほかに委託事業とかそういうのがあればと思って今回陳情書を出させていただきました。

○委員（中村満雄君）

村上さんところでおやりなっているたくさんの方の事業があって、それは公的な補助金とかそういったのを頂きながらやっている。それで、この福祉有償運送ってということで、稼がなくてもなんとかやっどいける、このサービスは要支援・要介護の方に非常に助けになると、そういった意識でおやりになっているという受け取りでよろしいでしょうか。

○陳述人（村上光信君）

ほかの活動ができなくなると、私どもは閉鎖かなと。でも助成金というのは毎年貰えるものではないので、今の中で、おっしゃるようにボランティアで儲からなくていいんです、私を含めて7人のスタッフがいます。3人が運送に関わっています。あとの3人はほかのことに関わっていますけれども、その中で、今15名程度20名足らずの方を運んでいるのですが相当な赤字です。その中で、何年続けられるか私も予想がつかないのですけれども、そういうことで、ほかの事業がなかったらちょっと難しいなという段階にいます。

○委員（中村満雄君）

陳情書の1点目の理解と周知を図りたい、これは具体的に言いますと、例えば、市の広報誌とかそういった物への形成ができないだろうかという理解でいいですか。

○陳述人（村上光信君）

市の広報誌に載せていただければ、それは一番の喜びですけれども、まずは議員の先生方の後ろに何千人、何万人の方がいらっしゃると思うんですね、先生方に理解していただくのが最高かなと思って、今回この陳情書を出させていただきましたので先生方にまず御理解いただいて、高齢者のためになんとかやっているこういうNPOがありますよと、御紹介でもいただければありがたいなと思っています。

○委員（宮本明彦君）

確認だけです。南日本新聞9月9日に記事が載って、そのときに登録者数が15名、先ほど20名ということでしたが、それでよろしいですか。

○陳述人（村上光信君）

9月の第1回の運営協議会のときに15名でスタートということ。今は20名です。

○委員（宮本明彦君）

介護保険の免許と講習会を受けたと、当然、普通免許は持っておられるのでしょうかけれども、介護保険の免許というのは、介護士さんという意味で受留めてよろしいですか。

○陳述人（村上光信君）

介護保険の中で、ヘルパーと介護福祉士とあります、両方兼ねた意味でこの言葉を使わせていただきました。そういう意味です。介護福祉士とヘルパー、うちにいるのはその2人です。もう一つ、介護事業所でないと運用できません。介護事業者適用はサービス提供者が1人、介護福祉士がいて、あとヘルパーが2.5人居ないと、介護事業所は成り立ちません。これは県から認可を頂いています。

○委員（宮本明彦君）

現状の利用者数の実績といいますと、どれくらいの方が月に何回くらい利用されていますか。

○陳述人（川寄安誠君）

月1日の平均利用が大体5前後ですね。大体平均的に20日間、平均して月20日稼働したとして大体100くらい。でもこれは平均になるので、月によって異なります。先月は回数でいくと160回くらいだったと思います。1人の利用者の方が行きと帰りを使う場合は2回というふうにカウントするとそういうふうになります。通院と乗降介助というのが介護のことになるんですが、そういった通院と乗降介助を利用されるお客様は予め、ケアプランに基づいて運行するということになるので、そちらは完全にプランが決まっているという部分と、後は一般利用の方は、前日までに病院に行きたいなど連絡を頂いて、運行するという形になります。

○委員（宮本明彦君）

もう1回、利用の方法として、介護保険適応車両に乗られる。料金は1割負担ということは、下るときに1,000円だったら、1,000円払われるのか、100円払われるのかということをご確認ください。

○陳述人（川寄安誠君）

通院と乗降介助の1割負担分というのは、輸送運送料金ではないんです。運送する前後に関わる分の介助ということが介護プランに当たりまして、その介助サービスが単位で言うと97単位ということです。その分の利用者の負担分というのが、97の1割負担ということで、輸送に関わる費用というのは、要支援であっても、要介護であっても変わらなくて、大体通常のタクシーの2分の1以下という料金になります。ですので、運送費が10分の1になるということはありません。

○委員（時任英寛君）

先ほど村上さんのほうからこの事業を皆様方の団体で拡大する考えはないと、先ほどからお聞きいたしますと、儲けのない事業ですので、結局今、登録者数は20人ですけれども、これが50人になったから儲けが大きくなるということでもない、かえって赤字が広がっていくと。そのような運営状況にあると理解してよろしいですか。

○陳述人（村上光信君）

全くそのとおりです。その意味で人員を削減し何とか対応したいと思っております。私は儲けなくていい、私たちが雇っている方々の給料さえ払えればいいという考えで、何とか高齢者の方々のためにできたらなと思っています。

○委員（中村満雄君）

鹿児島市内ではタクシー業者さんがされているという話も聞いたのですが、事業は免許等講習を受けた介護事業所の方でないといけないという話だったのですが、事業者もそういうことをされているところは講習を受けているという理解でいいですか。

○陳述人（村上光信君）

この前新聞に掲載されましたけれども、鹿児島市内のあるタクシー業者さんが私たちと同じように介護福祉士とヘルパーでタクシー事業所の中に介護事業所をつくりやられているということです。

○委員（中村満雄君）

陳情書の2番の行政での取組や委託事業について実績などがあれば御紹介いただけますか。

○陳述人（村上光信君）

全国的には鹿児島県ではありません。NPOがやっているところは全国に幾つかあります。

○委員（中村満雄君）

タクシー会社がそのような事業をやりつつあるとの照会がありましたが、タクシー会社は営利企業であって、通常の価格よりも安い料金で提供しているということですか。

○陳述人（村上光信君）

そのとおりです。社会貢献でやっていらっしゃるということですので素晴らしいなと思っています。

○委員（中村満雄君）

タクシー会社も同様に団体に登録している方が送迎の対象とかになるのですか。

○陳述人（村上光信君）

全く私たちと同じです。彼等も鹿児島の運営協議会の中に入っていて、要支援・要介護の会員登録の方を私たちと同じように半額で運んでいるということです。プラス自分たちのタクシー業は全く別です。きっと彼等は社会貢献という形でやられているのだと思います。従来のタクシー料金とは別です。私たちと同じ運営協議会に入られていて、そしてタクシー料金の半額で運ぶということです。

○委員（中村満雄君）

御存じかどうか分かりませんが、そのようなタクシー会社というのはそれ用の車両を準備しているわけですが、そのときに通常のタクシー業務もその車両でこなしていて、こういった要支援・要介護の方からのリクエストがあったときは、その金額で対応して、通常のタクシー業務もその車両を遊ばせるわけにはいかないでしょうから、そういったふうにやっていらっしゃるのかはお分かりになりませんか。

○陳述人（村上光信君）

運輸局の規定がありまして、大きさも字数も決まっています。それを貼っていないと駄目です。だからマグネット式かなんかで貼っていると思います。これは表示しないとイケません。我々の車も国から定められた大きさと字数で表示しています。我々は九州運輸47号ということで表記しています。

○委員（松元 深君）

添付資料では、自家用車等で要介護者や障がい者を送迎するとあるのですが、国の基準では障がい者まで書いてあるのですが、そこはどのようなのでしょうか。

○陳述人（村上光信君）

国の中ではできます。私たちは障がい者を送迎するときは、それなりの訓練等が必要なので、私どものほうでは要支援・要介護だけをやっております。

○委員（中村満雄君）

お使いになっている車両ですが、今の障がい者のこともあるわけですが、通常の車両なのか福祉車両なのか、その辺はいかがなのでしょう。

○陳述人（村上光信君）

日本財団から寄附を頂きまして、ヘルパー車というのを1台、もう一つは日本馬主協会から福祉車両で助手席が動いて、後ろにクレーンで車椅子を入れられるもの。今年全国健康増進研究会からストレッチャーの車を頂けるようになってきました。霧島市内では余り理解が得られていないですが、全国的にはニーズがあるので、全国組織から寄附が来て、それで何とかやれているようなものです。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第1号の陳述内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後10時50分」

「再 開 午後10時51分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書について執行部から説明をお願いします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

それでは、私の方から陳情に関する説明をさせていただきます。陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書につきましては、福祉有償運送等の周知に関する事、行政による福祉有償運送の実施又はNPO等への事業委託に関する事、事業実施に当たっての人数制限に関する事の3点ほど要望が記載されているようです。なお、この陳情書には、一部誤認の記載があるようですが、詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

それでは、陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書につきまして、説明いたします。まずは、自家用有償旅客運送について概要の説明をさせていただきます。自動車を利用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則として、バス、タクシー事業の許可が必要とされています。しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保できないと認められる場合には、市町村バスやNPO法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送の登録制度がございます。その中の一つに、福祉有償運送があります。この福祉有償運送は、NPO法人等が要介護者や身体障がい者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員10人以下の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを行うものです。これは、あくまでも、公共の福祉を確保する観点から、要介護者や身体障がい者が、バス、タクシー等によって十分な輸送サービスが提供されない場合や、他人の介助によらずに移動することが困難で、しかも、単独でバス、タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な者等であって、運送しようとする旅客の名簿に記載された者又はその付添人となっており、対象者を限定し、運送主体もNPO、公益法人、社会福祉法人等に限られています。また、この福祉有償運送を行うには、市町村等が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について合意を得た後、運輸支局長等の登録を受ける必要があります。今回、陳情を出された「NPO法人JOYステーション」は、平成27年8月6日付で、九州運輸局鹿児島運輸支局長の登録を受けております。最後に、陳情書に記載された内容に疑義のある部分がございますので、補足説明をさせていただきます。

ます。国は福祉有償運送等について、従来、自家用自動車による有償運送の例外許可を行っていましたが、平成18年10月に施行された改正道路運送法により、新たに登録制度として法律上の位置付けが明確になりました。地域公共交通は原則として、バス、タクシー等が担うこととなりますが、バスやタクシーによって十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保できないと認められる場合や、単独でバス、タクシー等を利用することが困難な者等に対して、輸送サービスを補完するため、福祉有償運送等がより一層、安全・安心な輸送サービスとして提供できるよう基準等を定めているところです。また、「介護保険タクシー」という記載がございますが、これは通称であり、介護保険を使って利用できるタクシーはございません。ちなみに介護保険を利用したサービスは、乗降介助サービスはありますが、輸送に対するサービスはございません。更に、「運営協議会において人数制限もあり」との記載につきましては、対象者を要介護者や身体障がい者等に限定されていますが、人数制限等を課していることはございません。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（徳田修和君）

交通弱者の方への対応でデマンド交通などがあったりしますが、地域公共交通会議と福祉有償運送運営協議会は別で動いているのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

私どもの運営協議会は、今徳田委員がおっしゃった委員会の中に福祉有償運送運営協議会を入れてもらってやっております。

○委員（徳田修和君）

ということは地域公共交通会議の中でも、地域の交通移動制約者の輸送が確保されていない場合ということに対しての協議はされているのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

市内の交通体系について議論されているところですが、福祉有償運送自体はNPO等のボランティア的なサービスでございまして、先ほども申し上げましたけれどもドア・ツー・ドアが基本で公共交通機関等が通ってなくて利用できない。もしくは一人で乗り降りすることができない方々を対象として、そのボランティアをする団体が登録者名簿に登載して、その方々を運ぶということでございますので、若干市内の交通体系とは異なってくると思います。

○委員（徳田修和君）

以前、私が一般質問の中で質問をした中でも、今のデマンド交通をドア・ツー・ドアにしていけないといけないのではないかなというような質問をさせていただいたときに、現状だと買い物をした荷物を乗り降りする場所から運ぶというのがきついというような話もあったといったときに公共交通会議が発足して、その中で会議していくというような答弁を頂いていたところなんですけれども、その公共交通会議の中ではそのような話はできないということで、福祉有償運送の会を立ち上げないと、その中では協議はできないということで理解していいですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

先ほど課長が答弁いたしましたように現在進行している霧島市地域公共交通網形成計画を作

る全体会議の中に生活路線の分科会、それから観光路線分科会というものがあまして、それらとはまた別な形で福祉有償運送協議会というがあるわけです。ですから霧島市全体の公共交通の在り方の中には、当然その有償運送も入ってきているわけでございます。ただ、先ほど徳田委員のほうからありましたデマンド交通、それからふれあいバス、それ等についても現状を分析して検証しなければならないということで計画しておりまして、各地区の住民説明会もしようということで計画されております。その中で座談会を開きまして、ふれあいバスがどうあるべきなのかデマンド交通がどうあるべきなのか、それからその中にもやはり福祉有償の問題も課題も出てくると思っておりますので当然その議論の中には入ってくると思えます。

○委員（徳田修和君）

あと1点なんです、先ほど資料を頂きまして、通院と介助ができる事業所は霧島市は1社なんだと。車両が3台で動いているというような御説明を頂いたのですが、霧島市内にあるタクシー業者の方々も街中で車椅子を運んでいる車両などを見かけたような気がするのですが、そのような車両はほかのタクシー事業者の中にはないという理解でいいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

話がいろいろ錯誤しているようではすけれども、まず、福祉有償運送自体は霧島市において初めて登録されました。通称言われている福祉タクシー、介助等ができる車両等を使って、また介護ができる人を使ってのタクシーは実際今運営している業者さんがございまして、実際に運営していらっしゃいます。しかも上之段ですか、福祉タクシーという事業をなさっている方もいらっしゃいまして、そのような福祉の関係で介助できるタクシーをするその方々は全部緑ナンバーではございますけれどもやっております。

○委員（中村満雄君）

福祉有償運送ガイドブックで協議会のことについての記載があるんですが、協議会は市町村等が主催する運営協議会という記載があつて、協議会のメンバーに関しての記述が見つけれないのですが、このメンバーというのは、どのような方がメンバーになっていらっしゃるのかということをお示してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

正確には後できちんとした市のメンバーをお話しできると思えますけれども、基本的には交通公共機関、そういうものを担う方々、バス会社だったり、タクシー会社であつたり、それと利用者、それにバス、タクシー等の仕事をされている労働組合関係の方々等と運輸支局の職員も含めて入ってもらっているところです。

○委員（中村満雄君）

タクシー会社とかそういった方々がメンバーということですが、その比率というのは、要はタクシー会社だと、自分のところのテリトリーが侵されるのではないかと懸念もあるわけですよ、しかしながらこの事業の対象者というのは、あくまでも支援を必要とする方々で、実際には霧島市内で6,000人ちょっとだということですので、限られた人数だとは思いますが、そういった意味で、メンバーの比率を教えてください。

○長寿・障害福祉課主幹（森 裕之君）

現在の霧島市福祉有償運送運営協議会の委員ですが、全部で8名でございます。住民代表が1

名、陸運局の方が1名、バス、タクシー会社の方が4名、あとタクシー会社に勤める労働者の方が1名、そして保健福祉部長が1名という構成になっています。[「タクシー会社何社から4名なのですか」と言う声あり]

○保健福祉部長（花堂 誠君）

タクシー会社は市内3社でございます。それと県の社団法人のタクシー協会のほうから1名ということでございます。タクシー会社3社のうち1社において、取締役の方と社員代表が入っていらっしゃるんですので、3社であります但し委員は4名、プラス県のタクシー協会のほうから1名ということでございます。

○委員（中村満雄君）

陳情者の団体がこの協議会の承認を受けて、陸運局に登録されたのは今年の8月6日ということをして伺っているんですが、そのときに、先ほど言われました8名の方が協議された上で、これは妥当であるという判断をされたのか、その協議の要点だけでも示してください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

まず協議をするに当たりまして、運ぶ方々はどのような方々を運びますという範囲の提示がございまして、それは妥当であろうということがまず1点、それと大きな点では、有償ですので、当然金額が入るんですけれども、その金額設定が妥当かどうかという大きな点ではその2点、あとは職員を何人使っているかと。もしくは車を何台使っているかという項目もございましたけれども、それらを承認していただいて、その意見書を陸運支局に提出しているというところでございます。

○委員（中村満雄君）

申請者というのは協議会の協議の所には列席されないんですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

当然出席いただいて説明をいただきます。審議の間、退席していただいてという時間はありますけれども、いろいろお話を聞いて、質問をして、お互い理解した上で審議をしております。

○委員（中村満雄君）

陳情者のお話では現在隼人でそういったことをやっていらっしゃるって、会員が20名であってということで、陳情者のお考えというのは、陳情者の団体で市内に更に場所を広げようとかそういったことではなくて、旧6町で同じような団体が構成されて、そのようになったら中山間地位の要支援・要介護の方にとってもいいのではないかというのが趣旨だったのですが。今現在旧6町のほうで、そのようなことを担うことができる団体が現存するかということはいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

先ほど申しました福祉有償運送というものは市内に一つしかないわけでございます。もともと人を車に乗せて輸送する、それに対して対価を頂いてということになるとこれは陸運局への申請で緑ナンバーになりますけれども、免許証は二種の資格があつてということがございます。それを必要としないものの一つにこの福祉有償運送というのがありますけれども、介護事業所等が送り迎えを行うことでその事業のための輸送等については許可されておりますので、当然デイサービスに行くから迎えに行つて連れて来るといったことなどはやっております。この福祉有償運送につきましても先ほどの委員の質問の中に6,000人ほどという言葉もございましたけれども、これはあくまでも霧島市内に要支援1から要介護5までの認定を受けている人がそれだけいるとい

うことでありまして、この福祉有償運送につきましては御自身で車に乗り降りのできない方々を登録していただければお運びしますというもので、市内に住んでいるいろんな方々を誰でも運ぶというわけではございません。もともとは公共交通機関がそういうことは担うのですけれども、一部の地区を補うために福祉輸送運送を広げるといふより、それをされる方々はより安全に皆さんを運ぶためにきちんとしてくださってということから、きちんと審議して守っていただくようにということなのです。

○委員（中村満雄君）

協議会には市からどなたが参加されているのですか。[「部長です」という声あり]ということは昨年8月6日のこの協議会には部長が参加されたわけですね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

霧島市福祉有償運送運営協議会の設置要綱によりまして私がお会の委員長ということで務めさせておりますので当然出席をしております。

○委員（中村満雄君）

陳情者は隼人の方であると、もし霧島とか牧園とか横川にそういったサービスをしたいという方があったとしたならば、もちろん協議会の合意が必要であるということは理解しますが、霧島市の姿勢としてはどのようなものでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

もともこのNPO法人の当該の申請者が登録者を運びますということで、名簿搭載をしていただければ、霧島市内の福祉有償運送でございますので、私どもは住んでいる場所に異論を唱えることは何もございませんし、そういうことできちんと登録していただいて、その登録者は当然そういう必要な方なんですけれども、それをしていただいた上で、登録者を後もって報告していただければ何も問題ございません。タクシー業界もきちんとやっているのですけれども、その中で福祉有償運送を行う者がむやみにいろんなことを広げて、事業的なことをやってもらおうと困りますよということなのです。ついでに申しますと霧島市内から出発して鹿児島市内まで運ぶことも可能でございます。

○委員（中村満雄君）

国交省の資料でも利益を生まないということだという、そういった記載があるわけですので、先ほど陳情者の方の話ですと、儲けはほとんどないんだと。交通弱者の方に対するサービスであるとの認識を持っているとの話だったのです。この協議会で課長のほうは料金のことが話題になったということだったのですが、これはタクシー会社さんがたくさん入ってらっしゃいますけれども、タクシー料金と余り差がなかったら、利用される方にとって魅力がないと。余りにも安かったら、それはとんでもないよということがあろうかと思うんですけれども、今のところは半額ということで、これはもう定められているわけですね。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

実際定められておりますのは、必要経費で運送に係る実費です。利益が上がらない金額ということで設定されておまして、今、タクシー料金の半額程度というのは、全国的に大体タクシー料金の半額程度ということで理解されておりますけれども、掛かる費用に関して設定していただきたいということでございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

課長が申したとおりでございますが補足を申し上げますと、本年の1月7日に九州運輸局鹿児島運輸支局長を通じて通知がありまして、その通知の中で、今課長が申し上げたような「旅客から受け取る対価については、実費の範囲内、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることが求められているが」と、その後「タクシーの上限運賃のおおむね2分の1の範囲内であることはあくまでも目安であり、上限として定めているものではない」という通知が改めて出されております。

○委員（中村満雄君）

交通弱者として判定するのは誰がするのですが。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

申請の際に名簿等を提出していただいた上で、その方の状態を記載したものを提出させてもらっております。私どものほうでは介護度がどの程度の方かというチェックはできまして、ただ難しいところはこの方がお一人で乗り降りすることの可否というところは現実には要介護4の方が乗り降りできて、要介護3の方ができない場合もございますので、そこは難しいところで一人一人を検証は致しませんので、今の6,000人の中に、霧島市にタクシーが行かない場所がございますので、その点から申しますとお一人で乗り降りできない方っていうのは6,000人中、かなり減ってくると思います。1割程度ですか、それよりひどい方は施設に入っているということ等もございまして、この福祉有償運送を輸送のために拡大していくという趣旨のものではございません。

○委員（中村満雄君）

先ほど陳情者の方が言われるのは20名が会員だということでした。ということは、その20名に関して今後とも名簿に追加・削除があるかもしれませんが、その都度それがあつた時は市のほうに名簿が提出されて、それをチェックされるということですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

立ち上げるときに名簿を提出していただきました。当然、その後、乗りたい方や登録してほしいという方がいらっしゃるのです、登録されると思いますけれども、その都度はございませんけれども、年1回の報告をさせていただきますので、その際はきちんとその名簿もそうであるし、どれだけ活動をしたという報告も頂くようにしております。

○委員（前川原正人君）

先日福祉有償運送ガイドブックという資料を頂いたわけですがけれども、この制度ができたのが平成18年、今から9年くらい前で、道路運送法の改正によって新たに登録制度として、法律上ちゃんと位置付けられたという背景があるわけですがけれども、この9年間の行政への取組はあくまでも申請主義が建て前という部分もあったと思うわけですが、行政からの取組や働き掛けということはなかったのかお示しいただけますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

行政としましては障がい者の自立支援協議会というものもございまして、福祉のほうは高齢者の施策委員会等々ありますけれども、そういう場で福祉有償運送の説明等はしております。正し、これはあくまでも利益を伴うものでもなく、ボランティアでおそらくやればやるほど、赤字が出

るかもしれません。そういうものをこちらが推奨するというわけにもいきませんので、周知のほうをしております。後はそれをその方の意思でやりたいという方がいらっしゃれば、今度はその手助け等の御説明をしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

平成20年3月に出された有償運送ガイドブックの中で、運送の実施主体で、この中に福祉有償運送を行うことができるのはNPO法人のほか、公益法人、農業共同組合、消費生活共同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会ですと限定がされているわけですね。その中で留意時効として有償運送は採算性などの面からバス、タクシー事業者が参入しないような場合に行われるものでありということ規定をしているわけですね。先ほどのこれまでの議論の中で、タクシー業者さんも中にはその要件を満たせばということなんですけれども、このバス、タクシー事業者が参入しないような場合に行われるものでありという定義がここで定められているわけなんですけれども、ここはどのように解釈をしたらいいのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

バスとタクシーでは若干違うんですけれども、バス会社が霧島市において、バスの運営をやるのが困難だということで、撤退すると霧島市にバスが走っていないということになります。そこでタクシー事業者も上場地区まで行くと採算が合わないで、そちらは止めようとされたらとすると、そこに車に乗れない方々が発生するので、その場合に福祉有償運送を使うということが発生するという事です。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、これをまずは登録するのも前提ですけれども、その要件として要介護、要支援の一、二の方たちが、これを登録して始めて利用できるわけですけれども、そうなりますと保険給付費への影響などについては、増減の可能性はあるわけですか。制度的な部分で市が保険給付費等への影響というのは見込まれるのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

保険給付につきましては、乗降介助に対するサービスに対しては保険給付費が影響しますので、福祉有償運送は運ぶことです。だから介護要支援の方が計画の中に乗降介助を入れたとしても福祉有償運送は運ぶものですから、そこに乗せてもらったところで、その人が運べなかったら何もならないわけですので、通常は公共交通機関等を使うときに乗り降りのお手伝いをしてというのが保険を使う部分はメインになります。たまたま登録された20人の中に、そういう計画を立てて、それも使いますとなれば、運ばれて、乗り降りの際に掛かる費用は当然発生しますけれども、大した金額ではないと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほどの陳情者の人たちの話しの中で、例えば1,000円掛かるところだったら、100円の1割でいいんだよ。介助に対しての部分ですけれども、その部分とは切り離して考えないといけないということですね。そういう理解でいいですね。要するに要介護、要支援一、二の人しか使えないんだけど、その乗降介助の部分についての保険の適用はあるけれども、有償で運ぶ部分については、ほとんど全く影響はないとそういう理解でよろしいわけですね。

○委員長（下深迫孝二君）

先ほどより、乗り降りをするための介護保険適用はできるけれども、輸送についてはタクシーなども大体半額ですよということで何回も説明を受けていますよね。

○委員（時任英寛君）

整理をしましょうか。要するに、あくまでもこの事業は運送業であるということですよ。ただ、先ほどからの議論の中で乗降の介助サービスにつきましては、これから介護保険の対象になると。ケアプランの中でそれが定めてあれば、当然、その介護保険料給付費事業として認めるということです、であるならば、先ほどからの説明で結局、乗降に支障のある方だけを運ぶのであれば、この運送そのもの自体が、全てが乗降の介助のサービスの対象とならないと認められないというような認識をしてしまうのですが、これについてはいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

おっしゃるとおりで、一人で乗り降りができないということは、介助のサービスが必要である。福祉有償運送自体はそういう方々を乗せていただいて運びますというサービスでございます。ですから、この乗降のサービスはもう言う必要はなくなるのですけれども、たまたま今回、申請者のほうが別途そういう乗降サービスの資格を取られましたので、その際、本来なら有償運送が無償でやっていたものですが、登録者の方をきちんと乗降すれば、それを使えますよという話です。

○委員（時任英寛君）

したがいまして先ほど、陳情者の説明の中で、先月は160回、これは往復であれば2回という計算をすると。160回の乗降サービスの申請がなされているのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

今福祉有償運送を営業されておりまして、それでお運びいただいておりますので、今のところは出ていないようです。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時35分」

「再 開 午前10時37分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○長寿・障害福祉課主幹（森 裕之君）

この乗降介助につきましては、介護保険が適用される方は、ケアプランに乗降介助が載せてある方だけが対象になります。ですから要支援一、二の方はケアプランがございませんので対象になりません。先ほど課長が申しましたとおり、運賃の部分について介護保険は全く関係がありません。乗降介助の分だけ介護保険が関係あるということです。

○委員（時任英寛君）

したがいましてケアプランを作成していらっしゃる要介護の方々につきましては、当然その乗降介護のサービスを受けられるわけですよ、ただ、介護のレベルによってサービスの限度額というのがございますよね。やはり安いから行けるとか、そういう形で使っていければ、当然そ

このサービス額というのが限られてまいりますので、最終的には限度額を超えてしまう可能性が出てくるのではなかろうかと考えておりますけれども、それについて1件とあと介護事業所等が先ほどありましたように、事業所ごとに送迎をされておられます。今回は行っていいということになっておりますが、この事業を今陳情されました団体が委託業務として受けられるということは可能でしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

福祉有償運送がそういう業務を委託で受けるということとはございません。

○長寿・障害福祉課主幹（森 裕之君）

ただいま課長からありましたとおり、デイサービス等の送迎、これを福祉有償運送を民間団体が受託するということはできません。もう1点のサービスの限度額ですね。ケアプランにつきましては、もちろんサービスの限度額というのがございますので、利用される方がこの限度額内でケアプランを作られるわけですから、この中にこの乗降介助の分を入れる余地がなければ、入らなくなるということはもちろんあると思います。

○委員（時任英寛君）

であるならば、この陳情に書いてある行政での取組、委託業務というのは、この制度でいくと、現実的には難しいと理解していいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりでございます。

○委員（松元 深君）

これは市町村も福祉運送ということで、同じ事業をできるようになっているのですが、これについてはどのような考えを持っているのかお聞かせください。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ここの部分については市町村がどこまでするかということで、合併前の議論で、合併前にそれぞれ福祉バス等を持っておりました。それでお運びしたりとかということがあったのですが、実際に市町村でやる部分は、過疎地域みたいな場所があったりとかは、今、デマンドとかがありますけれども、そのような方向で進めておまして、福祉有償運送等を行うというのは今のところないと伺っております。

○委員（松元 深君）

今後も市で福祉有償運送事業をやる考えはありますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりですけれども、若干補足しますと、市が担うものは誰でも乗れるという方法を取っておりますけれども、福祉有償運送的なものは人を限定してしまうものですからそぐわないと。市の交通体系等を見直して一番良い方法ということで進んでいると思います。

○委員（松元 深君）

市町村福祉輸送ということでガイドブックに載っているのですが、当該住民のうち身体障害者、要介護者であって、市町村に会員登録をした方を市町村自らがドア・ツー・ドアの運送ができるとなっているのだけれども、そういう事業は福祉有償運送のNPO法人等に任せていきたいという考えでよろしいですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

そのとおりです。

○委員（徳田修和君）

将来的なことも含めて、今は公共交通会議を通じて今後を検討している最中だということだと思いますよね。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

そのとおりでございますが、先ほども申し上げましたが、今作っておりますこの計画をどうやって進めていくか、先ほど申し上げましたふれあいバス、それからデマンド交通、そういったものの検証をして、地域で座談会もさせていただいて、それらを総合的に交通弱者、そういった方々をどうやって支援していくのか、それを議論するという事になっております。したがって当然先ほど申し上げました福祉有償運送の業者さんを審査する場合には、その地域公共交通の全体の会議、組織の中の一翼を担っていただいておりますので、そういったことから今後も議論されていくと考えております。

○委員（徳田修和君）

それを理解した上で、最初の質疑の中で、緑ナンバーでも似たようなサービスをされているということだったのですけれども、その説明の中で2種免許というものが必要になる、2種免許というのは、やはり国土交通省のほうでも厳しい安全運行のところを規定され、それをクリアされた方々が輸送という業務をされていると思うんですけれども、白ナンバーなどの許可を得なくてもできるという制度の中では、そこの安全面というものはどの程度保障されていて、制限があるものなのですか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

福祉有償運送を行う運転手の要件と致しまして、2種免許を受けている方又は国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転講習を修了している方又は社団法人全国乗用車自動車連合会等が行うケア輸送サービス従業者研修を修了していることなどの要件がありますので、運転手に関しては一定の研修を受けて要件を満たしていると考えます。

○委員（徳田修和君）

あと1点確認ですけれども、先ほどから、あくまでも輸送の事業だということで、料金に関しては実費程度、今のタクシーの運行の半額程度という御説明を頂いたんですけれども、タクシーの料金はそれこそ国土交通省のほうで定められて、金額が完全に公表されているものだと思うんですけれども、現在陳情者の方の所との料金の比較というものができるといえるような資料というのがあるのでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

今の比較というのは、タクシー事業者との比較でしょうか、それとも他市町村との比較でしょうか。

○委員（徳田修和君）

現在霧島市内で運行されている普通のタクシー業者の運賃とそれが半額程度というのが曖昧過ぎてよく分からないところがあるのですけれども。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

協議会の場においてお示しいただいたときの表がございまして、当然タクシーの運賃表とその横に御質問の運送の単価が記載されたものを提出させていただいております。

○委員（徳田修和君）

それは配付いただけますか。

○委員（中村満雄君）

協議会のメンバーの選定はどなたがなさっているのですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

市の公共交通会議の中でメンバーがございすけれども、そのメンバーの中から私どもの福祉有償運送協議会が部門として入っておりますので、その中からこの関係者を抜粋させていただいて、新たに委員長として保健福祉部長に加わっていただいて、設定したところでございます。

○委員（中村満雄君）

タクシー会社さんに関係される方が5名ほどですね。住民の意見を申される方がわずか1名だということで、ちょっとメンバーに偏りがあるのではないかと。住民の方の考えを聞くという意味では、そちらを増やすべきだとは思いますがいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

この協議会につきましては、一応目安としまして、そういう運送・輸送の業務を行っているタクシー等の方々を中心ということになりますので、範囲とか金額とかを一番理解している方々をということがメインになりますので、この点から言うと一般の方々が幾ら増えてもという感はございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

福祉有償運送のガイドブックによりますと確かに、中村委員が御指摘のように運営協議会はバランスよく委員を選出するべきですよということがありまして、例えば市町村の主催者が入る、タクシー事業者、タクシー協会、住民又は旅客運輸支局、タクシー運転手の労働組合、それから専門学識経験者等と、それから現に運送を行っているNPO法人も入れることになっております。ただ、今回の場合は霧島市で初めて申請のあったNPO法人についての合意形成のための協議会ですので、やはり第1回目の会ということもありまして、そういった業界の方々、それから有識者である陸運局、それから住民代表のコミュニティバス等の委員と言いますか、そういった形で入ってもらっておりますので、今後そういうNPOが増えていった場合に委員の構成というのは、やはりまた考えていかなければならないと思っておりますので、それは検討課題とさせていただきたいということです。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前10時52分」

「再 開 午前10時54分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第1号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 0 時 5 5 分」

「再 開 午後 1 1 時 1 0 分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、霧島市長寿祝金支給条例の一部改正について執行部から説明をお願いします。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今回、保健福祉部関係の議案として提出しております条例の一部改正の議案3件のそれぞれの議案概要を私の方から、一括して説明させていただきます。まず、議案第11号、霧島市長寿祝金支給条例の一部改正につきましては、本市が単独で実施している高齢者福祉施策の一つである長寿祝金の支給事業について、その有効性や効率性について総合的に検討を行い、支給対象者等の見直しが必要であるとの判断から、当該条例を改正しようとするものであります。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

それでは、議案第11号、霧島市長寿祝金支給条例の一部改正につきまして御説明いたします。今回の霧島市長寿祝金支給条例の一部改正につきましては、高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表するため、本市では霧島市長寿祝金支給条例（平成18年条例第6号）を制定し、長寿祝金を支給しておりますが、平均寿命の伸びによる高齢者人口の増加に伴い、長寿祝金の支給対象者が、年々、増加傾向を強めていることから、祝金の対象者を現行の88歳、95歳、100歳以上から、88歳、95歳、100歳の方に条例を改正しようとするものであります。なお、施行期日は平成29年4月1日となっております。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第11号の中で、施行日が平成29年4月1日からということになっていますが、大体対象人数がどれくらいになるというふうに想定されていますか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

平成28年度は現行の制度をそのまま引き継ぎまして、対処者1,125人ほど、88歳を760人、95歳を245人、100歳以上を120人としておりますけれども、平成29年度におきましては、101歳以上の方が75人ほどという設定でおります。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 1 5 分」

「再 開 午前 1 1 時 1 6 分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員(前川原正人君)

平成26年度の決算書で見ていくと、88歳、95歳、100歳以上ということで、経費的に支給総額で見ると、2,465万円という実績が出ているわけですが、100歳で一つの節目にするということなんですけれども、これまでの議論の中で、例えば金額を、極端な話下げて、全体に支給をするとか、そういう議論というのはなかったわけですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

現在、全国的な流れの中で長寿祝金についての見直し等がかなり進んでおりまして、もう削除していくパターンが増えておりまして、削除する分をほかの事業を担う方向に充てられないかという議論をしております

○委員(前川原正人君)

隣の曾於市などは、85歳以上を対象に、金額は3,000円にして、長寿を喜びましょうと、金額はある程度下げて、3,000円にして対象者を広げて、財源をそっちに使うとか、そういうやり方ということもあるわけで、今実際やられているわけですが、全くそういう議論はされなかったわけですね。

○環境福祉常任委員長(下深迫孝二君)

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時21分」

○環境福祉常任委員長(下深迫孝二君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員(前川原正人君)

そうすると決算で見ても2,465万円になったわけですが、100歳で節目にすることで、どれくらいの経費を想定されていますか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

平成28年度は、現行のままということになりますので、平成28年度が2,695万円という予算を要求させてもらっています。平成29年度は、2,042万円ほど見込んでありまして、ただ、このまま高齢化も進んで、年々増えていきまして、平成34年には、金額的には今と同じレベルになってしまいます。

○委員(前川原正人君)

これは、1年後に施行開始になりますが、88歳になる人がどれくらいになるのか、95歳になる人が平成29年度に支給をした場合の人数はどれくらいを想定されていますか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

今の人口の死亡率等を勘案しまして、転入・転出はちょっと計算できませんのでそれは除きまして平成29年度で88歳を762名、95歳を250名、100歳を53名という設定でございます。

○委員(時任英寛君)

確認をさせていただきます。これは、88、95、100ということですが、88歳の年にももらえるんですか、それとも誕生日が過ぎれば次の年の支給になるんですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

その年度内に、3月31日までにその年齢に達する方に支給しております。なお、基準日に亡くなら

れた場合は受給できません。

○委員(時任英寛君)

基準日はいつですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

9月15日を設定しております。

○委員(時任英寛君)

9月15日に生きていたら受給できると、10月が誕生日で9月の16日に亡くなられば、受給できるということによろしいですね。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

はいそのとおりでございます。

○委員(徳田修和君)

これでいくらかの予算が削減できた分、ほかの事業に充てられないかということで検討中だということですが、長寿事業といいますか、何を想定されているのか、もしそういう案が議論されていけばお示してください。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

現段階で正式に言うことはできませんけれども、私どもが今考えている中でいきいきチケットというのがございますけれども、その辺をもう少し利用勝手のいいというか、そこを考えてはいるところがございます。

○環境福祉常任委員長(下深迫孝二君)

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第11号に対する質疑を終わります。次に議案第44号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてと議案第45号の霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については関連がありますので一括して説明を求めます。

○保健福祉部長(花堂 誠君)

議案第44号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、及び議案第45号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきましては、介護保険法の改正等により、小規模な通所介護事業所については、地域密着型サービスに移行するため、その指定・監督等の権限が鹿児島県から霧島市に移ることや、今まで義務付けられていなかった運営推進会議の設置・開催が義務付けられることになることから、関係条例の改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、長寿・障害福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

それでは、議案第44号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正及び議案第45号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設

備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、一括して御説明申し上げます。今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第14号）の施行に伴い、それぞれ条例の一部を改正するものです。議案第44号の条例改正の主な内容は、1点目に、利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が地域密着型サービス事業所に移行することになるため、その事業所の人員や運営等の基準について項目を追加するものです。2点目は、地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」等に義務付けられている運営推進会議の設置・開催について、「地域密着型通所介護」と「認知症対応型通所介護」にも義務付けられるため、地域との連携等に関する項目を追加するものです。議案第45号の条例改正の主な内容は、地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」等に義務付けられている運営推進会議の設置・開催について、介護予防サービスである「認知症対応型通所介護」にも義務付けられるため、地域との連携等に関する項目を追加するものです。なお、施行期日は平成28年4月1日となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（時任英寛君）

議案第44号並びに45号、関連の部分で質疑をさせていただきます。今説明があったように、権限委譲が市のほうになされたということでございます。サービスの運営主体が早く言えば市になってまいります。そういう場合に、財源的な問題、今までは国から介護保険の範囲内ですしておりますものが財源までを委譲してくるわけですが、このサービスを市で運用していく場合の財源的な裏付けというか、確実なものになされるかという懸念があるんですがいかがですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

補足で説明してからでないところではございますけれども、まず権限移譲、この法律改定等におきまして、通所介護事業所が18人以下でございますけれども、管理・監督を市町村に委譲することになる関係でございますけれども、市町村が今後、管理・監督を行ってまいります。それと、今のお話の中で、今後の地域支援事業の関係かと思っておりますけれども、総合事業に移行しました後には、今後、これまでどおり給付費は変わりございませんけれども、先の改定に通所介護、デイサービス等におきましては、予防の部分においては地域で多種多様な方策をとって進めるようにという配慮がございまして、そういうことになっていくと思っておりますけれども、今回の一部改正につきましては、管理・監督を行っていくための関係でございまして、総合事業とは若干切り離して考えた方がいいのかと思います。

○委員（前川原正人君）

議案第44号の中で、新旧対照表の利用料等の受領ということになりますが、地域密着型のサービス費以外にも自己負担を徴収することができるということで、このチェック体制はどのようになるのですか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

利用料等の受領、お金に関することについては、今後、市に指導・監督が移るので、市において、3年に1回程度事業所に行って実地指導を行います。その中で、利用者に交付した請求書・領収書等を確認させていただく形になるかと思えます。

○委員(前川原正人君)

同じ新旧対照表の10ページ、地域との連携等ということで、地域住民又は、その自発的な活動との、これは、いわゆるボランティア活動を促進し利用・活用しなさいということの規定になって、その交流を図らなければならないということ、そして市等が派遣するものが相談及び援助を事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならないということで、第59条の17の3と4の記録等については当然のことですけれども、ここでボランティアが義務付けられる形になっていますが、こういうことは実際、事業所にとってはまた体制が変わるような要件等も出てくると思うんですが、その辺についてはどのような理解でよろしいのかお聞きをしておきたいと思えます。

○長寿・介護Gサブリーダー(久木田 勇君)

地域密着型事業所の場合は、地域との連携、それから今言われました市が派遣する者の相談ということですが、先ほど申し上げました3年に1回実施している実地指導というものにおきましても、それぞれの事業所が例えば自治会に加入しているとか、近隣の小・中・幼稚園・保育園との交流を行っているとか、ボランティアの受け入れを行って、事業所の行事を行っていますかということを実際確認しております。市が派遣する介護相談員という方がいらっしゃるんですけれども、その方々がその事業所を定期的に訪問して、利用者からの相談・苦情そういうお話をお聞きしているというそういう制度を利用しているということになります。

○委員(前川原正人君)

実際これは国のほうの方針というか施策の一部が市町村への移行ということが大きな要素を含んでいると思うのですが、現行の介護給付費で見たときに、地域密着型に移行していくと3%の上限という一つのくりがあるのですが、ここは全然変わらなくて、こういう事業所への義務とか、保険給付費等の変動とか、あくまでも3%の上限ということは、それ以上でもそれ以下でもないという理解でいいのですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

介護給付費の部分については何も変わりはありませんので、あとは総合事業等を今後行っていく上で、予防給付費の部分を使う場合には若干変化はありますけれども。

○委員(宮本明彦君)

議案第44号のほうで、今回59条のほうに全部入れ込んだということで、非常に今までのものと比べたら見にくくなったかなと思うのですが、要は今までの条例では第2章が定期巡回・随時対応型介護看護、第3章が夜間対応型訪問介護とかあるのですが、その中に第59条が入ったわけなんですよね。今までの流れの中で条例が組まれていたわけですが、結局のところは幾つに種分けできたのか、条例の中では59条の夜間の中で個になっているようにも見えるのですが、それはやはり第59条の大きな第3章の夜間対応型訪問介護の中の一部として、今回この二つの案件が加わったと考えていいのですか。それとも施設の形態としては全部並列なのですか。

○長寿・障害福祉課長(小松 太君)

昨年度も3月議会で提案させていただきましたけれども地域密着型サービスを市町村がやってい

く上で条例を持っておりまして、今回新たに通所介護サービス事業所が地域密着型になるということで、これに付け加えたところがございます。それと認知症対応型はもともと地域密着型だったんですけれども、認知症対応型の通所介護のほうも、条件的に地域密着型ではありましたが、条件が付いていなかった部分について、今回新たに地域密着型として揃えたということでございますので、追加された部分を入れ込んだだけということで、並列で幾つもの事業所のことが書いてあるということになります。

○委員（宮本明彦君）

議案第44号、議案の5ページ、上から12から13行目ですか、15人を超える場合に当たっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数、結局16人になったら18人以下ということでしたから、16人、18人になったらあと2人必要ですよという意味ですか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

15人までの場合は1人、15人を超える場合には15人で超える部分をこれで除した数なので、18人が通所介護の定員ですので、となると18人から15人を引いて3ですので、それを5で割ったら1人ということになりますので、15人を超えたら1人プラスしないといけないということになります。

○委員（宮本明彦君）

結局何人必要なんですか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

2人になります。

○委員（宮本明彦君）

市町村という文言が3か所くらい出てくるんですけども、この辺はやはりこのまま市町村という表現を残すのかどうかだけお聞かせいただけますか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

これらの事業者は地域密着型の事業所になるので、基本的に霧島市が指導することになるのですが、一部市外の利用者があることがあるので、その方がいた場合にほかの町であったり村であったりの方がいる可能性があるもので、市町村という表現をしております。

○委員（前川原正人君）

議案第44号の10ページになりますが、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うと、ボランティアを推進しましょうということにも理解できるのですが、これは事業所自らがそういう提議に沿って努力をなさうという理解でいいのですか。

○長寿・介護Gサブリーダー（久木田 勇君）

おっしゃるとおりです。

○委員（前川原正人君）

そうすると事業所はまた今までの業務とは別にそれに合致した形での体制を整えなければならぬのですが、その辺の周知徹底、事業所がそれだけのキャパを持っているのかという部分も出てくると思うのですが、それについてはどのような取組をしておりますか。

○長寿・介護グループ主任主事（金丸哲朗君）

このことにつきましては以前から、今の段階でもこの項については入っておりますので、事業所と

しては今の段階で、この取組をしていないといけないということになっております。

○委員（時任英寛君）

結局、市へ権限委譲されるわけですよ。先ほど財政問題も言いましたけれども、市の事業が増加すると、このように認識しております。職員数やらを含めて、実際の現状の体制でこれが運営できていくのか懸念があるのですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

今回18人以下というのが、23か24事業所が増えるとしたとすると、3年に一回、実地指導・監査等を行っていく必要がございます。当然、今まで以上にそれが増えてきますので、人員に関しても行革、若しくは人事と相談して、対応させていただくように話をしているところです。

○委員（前川原正人君）

今回、県がやっていた今までの事業が市町村に移行してきた部分というのがあるんですけども、疑問に思うのは、今回条例改定をやりまして、訪問介護とか通所介護が地域支援のほうに移っていった、そして最終的には要支援1、要支援2の人たちが介護保険を払っているけれども、その介護から外されていくのではないかという懸念があるんですけども、そういう部分もはらんでいるのではないかと思うのですが、その辺はどうですか。

○長寿・障害福祉課長（小松 太君）

ただいまの質問は今後の総合事業に移行していく課程での要支援1、要支援2の方々が予防に関して地域で使えるもの、専門サービスでなくてもやっていけるものがたくさんあるので、そちらを使ってくださいということになると費用がかなり安く済んでいくということもありまして、出ているところもございます。ただし、実際に施設等の専門的なサービスを必要とする方々はそちらのほうでサービスを受けることは可能でございます。全部地域のとかボランティアがしないといけないということではありません。ただ総合事業になった場合はその部分が単価的に安く抑えていくでしょうから、そこは抑えてという発想はできますけれども、ここ1年間は一生涯懸命取り組まないと担い手等のこともありますので。一生涯懸命勉強させてください。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第44号と議案第45号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時50分」

「再開 午後 1時00分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩全に引き続き会議を開きます。次に議案第13号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正についてと議案第14号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について、及び議案第15号、霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止については関連がありますので一括して説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第13号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について、及び議案第14号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正については、それぞれ関連がございますので一括して御説明申し上げます。現在の国民健康保険特別会計の財政状況は、医療費の支払いは毎年度増加する一方、基金は既に枯渇しており、平成25年度及び平成26年度決算において、2年続けて繰上充用を余儀なくされるなど、極めて深刻な状況にあります。また、昨年、医療制度改革関連法が成立し、平成27年度に国民健康保険の低所得者対策の強化のための財政支援として公費を約1,700億円投入するとともに、県内では、市町村の財政安定化及び保険税の平準化を図るための「保険財政共同安定化事業」の拡充が図られておりますが、国民健康保険を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。本市の国民健康保険税につきましては、厳しい社会経済状況等の影響により、市民所得の減少が見込まれ、被保険者の負担感が大きくなることが予想されましたことから、負担の軽減を図るために、平成19年度から12歳以上18歳未満の扶養者を抱える世帯及び債務返済のため財産を譲渡した世帯に対する特別減免措置を、また、平成22年度から国民健康保険税算定の際の医療給付費分の所得割等を引き下げる内容の特例措置を、本年度まで、それぞれ講じてきていただいております。これらの措置は、いずれも暫定的なものでございましたが、現在の景気は回復に向けた足取りが少し感じられるものの成長が確信できる状態ではなく、また、本市の国民健康保険被保険者を取り巻く情勢につきましても、好転しているとは言い難い状況であると認識いたしております。今後、国民健康保険制度の安定化を図るため、更なる国費の投入や、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営において中心的な役割を果たすこととなっており、また、診療報酬もマイナス改定されることとなっております。このようなことから、現時点におきましては、本市の医療費の動向と国の医療制度改革の内容を見極める必要がございますので、国民健康保険税の特例措置を1年延長し、また、特別減免措置を子育て支援の観点から拡充したうえで、1年間延長すべきものとして、それぞれの条例の所要の改正をしようとするものでございます。なお、詳細につきましては、税務課長が引き続き、御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○税務課長（谷口信一君）

それでは、私の方から条例改正の概要を御説明申し上げます。議案第13号「霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について」、につきまして、議案及び一部改正条例新旧対照表の50ページに基づきまして御説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、第1条中、「平成27年度」を「平成28年度」に改め、第2条第1項第1号及び第2号中「100分の50」を100分の75」に、さらに附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改めるものでございます。この条例の概要といたしましては、平成19年度から平成27年度まで、12歳以上18歳未満の扶養者を有する世帯について、医療給付費分に係る均等割額と後期高齢者支援金分に係る均等割額をそれぞれ二分の一に減額し、また、債務返済のため財産を譲渡した世帯に対し、所得額を減額する措置をいたしておりますが、この特別減免の軽減割合を拡充したうえで、さらに1年間延長し、平成28年度末の平成29年3月31日までとするものでございます。次に、議案第14号「霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について」、につきましては、議案及び新旧対照表の51ページに基づきまして御説明いたします。第1条中、「平成27年度」を「平成28年度」に、附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改めるものでございます。この条例の概要といたしましては、平成22年度から平成27年度まで、医療給付費分に係る税率の所得割9.5%を8.9%に0.6%引き下げ、均等割額2万

3,200円を1万9,500円に3,700円軽減し、平等割額2万800円を2万500円に300円軽減いたしておりますが、この特例措置を更に1年間延長し、平成28年度末の平成29年3月31日までとするものでございます。以上が、条例改正の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第15号、霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止について御説明申し上げます。本市の国民健康保険特別会計につきましては、平成25年度から繰上充用が行われており、本年度の決算におきましても単年度の収支の均衡が図れず、非常に厳しい財政状況であり、当該基金の平成26年度末現在高は1,000円となっております。今後におきましても、同会計の剰余金を見込み、当該基金へ積み立てるには、厳しい状況にあります。一方、国におきましては、昨年5月に医療制度改革関連法が成立し、平成30年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体となることとされております。その中で、財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足になった場合に備え、一般会計から財源補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、市町村に対し、貸付・交付を行うことができる体制を確保することとされております。以上のようなことなどから、本条例を廃止しようとするものであります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

議案第13号で、100分の50を100分の75ということで今回改正されますが、この根拠をお示してください。

○税務課長（谷口信一君）

これにつきましては、今後どのようにするのかということで、庁内で検討してまいったわけですが、その中で市長から子育て支援や次世代の担い手である子供を養育する世帯に配慮したいというような幾つ世帯に配慮したいというようなことがございまして75%の軽減で今回お願いしたところです。

○委員（時任英寛君）

結局、議案第15号との整合性で、赤字になると言われていて、こうして引き上げになるわけですよね、ここの整合性というものを、ここまで検討されたのかということも含めて再度答弁をお願いします。

○総務部長（川村直人君）

先ほど私が御説明をしましたけれども、国からの財政支援というのが見込まれるというようなことで平成27年度は従来からの特例を継続していますと。決算見込みを見ますと国のほうは、大体見込んだとおり支援をしてもらっているわけですが、県内の制度であります保険財政共同安定化事業、こちらのほうの入りは予定どおりだったのですけれども、拠出金のほうがかなり大きかったというようなことで、非常に本年度も厳しい状況です。そのような中で、この議案第13号、議案第14号を出すに当たって、非常に厳しいと言いながら、平成28年度はどのようにしようかという議論をずっと続けてきたわけですが、先ほどの私の説明で、診療報酬がマイナス改定がされるということでありまして、引き続き、各種保健事業も進めているわけですが、保険事業も力を入れて、できるだけ医者にかからないようにしようというような努力を続けることによって、非常に厳しい状況であります

が、そういった出のほうの抑制が見込まれるということもございまして、今回このような措置にしたところでございます。

○委員（前川原正人君）

議案第13号のほうからですけれども、100分の50を100分の75と、これはある意味軽減額が大きくなるのですけれども、ここの部分での影響額は大体どれくらいの金額になるのかお示してください。

○税務課長（谷口信一君）

100分の50を100分の75にしたときの差額ということですか。減額が400万円ほど増えるということですか。

○委員（前川原正人君）

見込みとして、どれくらいの人たちが恩恵を受けますか。

○税務課長（谷口信一君）

100分の50の場合、国保の場合軽減のない方と2割軽減の方、この方が対象になるのですけれども、100分の75にした場合、そのほかの5割、7割の軽減の方も対象になります。軽減なしの方と2割軽減の方は50から75ということで、それ以外の5割軽減の方と7割軽減の方はゼロから軽減があるということで、単純に数でいきますと、大体数が500人ほど増えるの見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

医療給付費分に係る軽減額はどれくらいを想定していますか。

○税務課長（谷口信一君）

平成28年度の予算を見積もった場合ですけれども、約1億2,100万円ほど見ております。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します

「休 憩 午後 1時15分」

「再 開 午後 1時18分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、軽減額の影響額が1億2,100万円ということになりますけれども、あくまでもこれは平成28年度の見積もり上の話ということ理解をするわけですけれども、所得割・均等割・平等割で言ったときに、どれくらいで、何世帯、何人くらいの見積もりを想定をされているのかお示いただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

今持ち合わせていないのでのちほどお答えします。

○委員（前川原正人君）

先ほどの部長の説明で、国保の広域化で国から県に委譲をするという前提があるわけですけれども、国は安定のために平成28年度1,700億円、そして次の年度に1,700億円合計3,400億円ということになっています。ここの部分で霧島市に1億7000万円くらいくるのではないかとおっしゃられていたのですが、逆に言うとそれだけ歳入があるという見込みの上での今回の軽減というふうにも見て取れるので

すけれども、1億7,000万円程度だったら、それに近い金額での軽減という議論はなかったのですか。

○総務部長（川村直人君）

今回の特例につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、国の支援、それがどういった程度で来るのだろうかということで、平成27年度についても検討したわけです。それは先ほども言いましたように、大体見込みのおり来たわけですけれども、保険財政共同安定化事業の拠出金が予想以上に高かったものですから、なかなか歳入が思ったように増えないということがございまして、当初の見込みでは、この赤字が県のほうに移管されるまでにはある程度解消できるのではないだろうかというような期待もしていたわけですが、なかなか難しいというような状況がございました。それで平成28年度にこの特例を続けるかどうか、あるいは税本体をどうしようかというところも話をしたところです。そういう中で、先ほど申しましたように、診療報酬のマイナス改定ということが出てまいりましたので、それが薬価のほうが相当下がるというようなこととございまして、実際の運営にそれがどの程度影響してくるかというのは、なかなかこれは見積もることは難しいわけですが、そういう支出のほうが減る見込みがあるので、もう少し状況を見ながら、あと一年延長する。そして地方創生で様々な事業が取り組まれているわけですが、本市も力を入れております子育て支援の一環として50%から75%に軽減も拡大しようではないかというようなことを市長が決断をされまして、今回の条例改正ということでございまして、ですから、国保の財政状況が良くなったということでは、全くございまして、その中でも支出が、少しでも医療費が減ってくれば、こういった分にまわせるということで、今回の改正になったということでございまして。

○委員（徳田修和君）

議案第15号で、当該基金の現在高1,000円の取扱いについてお示してください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

これにつきましては平成27年度に繰り入れる形にさせていただきます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにないですか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第13号、議案第14号及び議案第15号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時28分」

「再 開 午後 1時30分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第19号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の制定について、執行部からの説明を求めます。

○生活環境部長（小野博生君）

議案第19号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の制定について御説明申し上げます。本条例は、「霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金」を設置し、本市で再生可能エネルギー発電事業を運営する事業者からの寄附金や市有財産貸付料等を同基金に積み立て、適正な管理を行うとともに、本市が進める良好な住環境の整備や自然環境の保全を図

る事業に充当することができるよう、制定するものです。なお、今後においては、福山総合支所太陽光発電施設の売電収入が発生する可能性があることから、売電に伴う収入金についてもこの基金に積み立てることができるよう、併記しております。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（中村満雄君）

寄附金などを現時点で提供くださる、若しくは提供してもらえる予定の発電所、事業者名と金額まで教えてください。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

今のところ3事業者を予定しております。風力発電において、ユーラスエナジー輝北、こちらの金額が100万円でございます。あと太陽光発電におきまして、九州おひさま発電株式会社、こちらが土地貸付料になります。400万円を予定しております。あと小水力発電によりまして、九州発電株式会社より200万円を予定しております。

○委員（中村満雄君）

実は小水力発電につきまして、私は一般質問で、これをどう使うのかとお聴きをしたことはあったんですが、その時点ではまだ決まっていなくて。事業者のほうは、重久の地域ですので、重久の方に対する迷惑料とか、重久の地域振興費とかそういったものも含んでいるんですが、そういう解釈をされているのですが、そこをどうお考えなのか。要は言いたいことは200万円のうちの一部でも、あの地域の田んぼとかそういったところが迷惑を被っているんだからその振興のために配分することはできないのかということではないのかということをお聞かせください。

○生活環境部長（小野博生君）

小水力発電の部分のところの御質問でございますが、今回の部分で私どもが考えておりますところは、迷惑料とか、そういう部分なのかはちょっと分からないのですが、私どものほうに霧島市の振興のためにぜひ使っていただきたいというような言葉で聞いております。ですので、市全体の中で地域振興のために、今後使わせていただければというふうに考えているところでございます。

○委員（中村満雄君）

実は、あそこの小水力発電の取水口と発電所の間、重久上溝の用水を取り入れるところがありまして、その水の取り入れ口のところが開いていて、掃除とか、そういったことを昨日も、今朝もやっていたみたいですが、そのときに重久上溝の取水口の破壊とか、そういったことが発生する可能性があるということ。それと大量の雨が降ったときなどはゲートそのものを開くというようなことも言っているんで、そのところでも先方に話をしましたが、ゲートを開くときには、地元の水利組合に案内をするように言って、我々にも、環境衛生課長と一緒にいって見せてもらおうとしていたけれども、それも実現していないと。そういったことが背景にあるわけですが、もう一回申しませんが、ゲートを急に開くとかで、取水口に対する被害が発生したときとか、そういったことをどう賄うのかといったことを質問したときに、この200万円の中にその費用も含んでいるんだというふうに九州発電は発言していた背景があるんです。そういったことからの質問なんです。もう一回お答えをお願いします。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

今の御発言というのは、去年確かに、環境衛生課長と見に行った経緯がございます。ただし、その中で、九州発電とはきっちりと協議はしていない状況でございますので、今後その点につきましては、お金がどうこうではなくて、きちっとした連絡網というか、その辺を精査するように努めてまいりたいと思います。

○委員（中村満雄君）

取水口が破壊されたときの修復費用の負担とか、そういったことが重久上溝の水利組合に覆いかぶさってくるという可能性があるということで、そういったところがどうなるのだろうか、それで繰り返しますが、九州発電の課長さんは200万円の中に含んでいると理解してほしいという発言もされていたんですよ。取水口の破壊とかそういったことが起こったときに、地元の方は、その修復費を負担しなければならないとなったら我々にとっては何のメリットもなかったんだと。いわゆる迷惑ばかりだとそういったことがありまして、いかが思われるかということなんです。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時36分」

「再 開 午後 1時37分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

ただいまの件につきましては、九州発電と耕地課、我々環境衛生課と協議を持つように努めたいと思いますので、今すぐ協議を持てるかどうか分かりませんが、やはり実際水を取る時期になる前の話が必要かと思われますので、早急に対応したいと思います。

○委員（中村満雄君）

ぜひお願いしたいということと、重久上溝の水利組合の方には、記録を取るように、こういったことで出向かざるを得なかったとかといったことも含めて、そういうふうに依頼しておきますので、そのことも材料に検討していただきたいということを申し添えます。

○委員（前川原正人君）

先ほど基金フローチャートの説明資料が提出されているんですが、今回の基金の積み立てで、寄附金及び土地貸付金等、そして再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用をしたということで、要するに何か活用できる事業でないと基金積立てをしないよという、そういう理由ではないのですか、それとも今まで例えば、小・中学校とか、太陽光パネルを入れているわけですけども、そういう公共施設も網羅した形での基金の運用、収入を基金に入れるという、そういうことも可能になるわけですか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の基金の条例を制定した背景と申しますか、そこらあたりの考え方をちょっと御説明を申し上げたいと思います。まず今回、私どものほうで、この基金をつくったのは、先ほども御説明を申し上げましたけれども、いろいろ再生可能エネルギーというものが本市の中でだんだん広まってきております。その事業者の方からの寄附金なりとか、先ほど申し上げましたけれども、今まで土地貸付料は

一般会計の中で、雑入なり、寄附金という形で受け入れていたところでございます。そういう形で今まではそれでよかったんですが、今度福山総合支所の庁舎の屋根にソーラーパネルを付けまして、その施設の全体の電気を賄うような形、しかも売電が可能ということらしいです。そうした場合、そこで例えば福山のほうでもし売電をするとなった場合には、国のほうから、やはり基金で売電収入を受け入れてちゃんと管理をするようにという通知があるようでございます。そのようなことから、今まで寄附金とか、いろんな収入が再生可能エネルギーに関する部分も併せて、今回福山総合支所のほうで、そのようなものが造られましたので、やはりそういうものと一緒に再生可能エネルギーの関連の収入をこの中でやっていきたいと思いますということでございます。ほかの小・中学校などは入らないです。あくまでも福山総合支所の部分だけでございます。

○委員（前川原正人君）

要するに、ソーラーパネルの場合、公共施設の中で売電をしたものが対象になるよと。理解しました。それともう1点は基金条例を設けると目標額と言うか、一つの目安というものを設定するわけですが、それについては今のところどのような目標を持っていますか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の基金の財源と申しますと、先ほど申し上げました土地貸付料、あと小水力発電のほうからの事業収入は、これはある程度見込めますが、ほかの寄附金というのは、毎年あるのか、ないのか分からないです。あくまでも寄附金ですので、その辺りを考えながら、やはり全体的にどういう支出をしたらいいのかということを考えながら、もしこの基金がないとすれば一般会計に即入れて、即使うという形ですがけれども、基金が作られれば資金計画等も立てられるので、そういった意味でも今回の基金は、そういうほうに活用していきたいというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

例えば、第4条で整備及び自然環境の保全を図るための事業の経費に充てますと、それと公共施設等に設置した発電設備、蓄電池設備等の維持管理及び更新に係る事業の経費に充てる場合ということで、支出の理由が設定されているわけですがけれども、これを審査する機関はどこが担うのですか。

○生活環境部長（小野博生君）

今回の基金でございますが、市のほうで設置をするわけでございますので、市の事業の中で、こういう、例えば防犯灯のLED化であったりとか、環境の関係、それと先ほど説明しました蓄電池の維持管理品という形で、あくまでも市の予算の中で管理をしていく形になりますので、これは市の中で予算を含めて議員の方々にはお示ししますので、そのあたりで議論をしていただければと思っています。

○委員（中村満雄君）

寄附金とかこういったことで、風力発電が100万円、九州おひさま発電が400万円、小水力が200万円ということでしたが、寄附金は一時的なものですね、それが例えば10年とか20年続くような恒久的なものはどれですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

先ほど風力発電が100万円と申し上げましたが、本年度と来年度は確約を頂いておりますが、これは恒久的でないものと。あと土地貸付料につきましては、20年を予定しております。あと水力発電につきましては確約はしておりませんが、稼働している以上は頂けるものと予定しております。

○委員（中村満雄君）

口輪野の九州おひさま発電ですが、あそこも賃貸の計画だったと思いますが、あそこが成立した場合には同様な管理になるわけですか。

○生活環境部長（小野博生君）

口輪野のほうは、まだ賃貸借契約は結んでおりませんが、将来的にはこの基金の中で管理していきたいと考えています。

○委員（中村満雄君）

想定金額というのわかりますか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

今のところ事業者を選定する際に提示いただいた800万円程度を予定しております。

○委員（徳田修和君）

フローチャートのところで一つだけ確認させてください。図の真ん中のところに表示しておりますが、寄附金はこういう用途、制限がありますよとか、売電収入はこういう用途、制限がありますよという決まりごとの中で動くということによろしいですか。

○生活環境政策G長（宝徳 太君）

そのとおりです。

○委員（中村満雄君）

小水力発電所は200万円ずつくださるそうですが、ほかにも小水力発電所が建設されたら、若しくは大規模な太陽光発電が建設されたときに、寄附をくださいといったことをこちらから言うのか、それとも待つのか、要はこういった基金を積み立てるに当たってはお金を確保できるところが大量にあるほうが望ましいと思いますし、用途とされているところは早く充実するということになりますが、いかがですか。

○生活環境部長（小野博生君）

市の周知を課すというのはよろしいのですが、あくまでも寄附というのは相手の好意でくださるものですので、なかなかこちらからそれをお願いするというのは難しいのかなと思っております。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありますか。

[[なし] という声あり]

ないようですので、これで議案第19号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします

「休 憩 午後 1時50分」

「再 開 午後 1時51分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、谷口税務課長より発言の申し出があるそうですので許可します。

○税務課長（谷口信一君）

先ほど議案第14号、特例措置の減額総額1億2,100万円の内訳をということでございましたけれども、まず所得割額ですけれども世帯数で約9,000世帯、金額で4,500万円でございます。それから均等

割額が世帯数1万7,600世帯で7,300万円。それから平等割額が1万7,600世帯で約300万円ということ
でございます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

それでは、これより自由討議に入ります。まず議案第11号、霧島市長寿祝金支給条例の一部改正に
ついて何か御意見はありませんか。

○委員（中村満雄君）

非常に判断に苦慮します。100歳になって毎年頂けると思っていたのに頂けないということに関し
ては、ばらまきと言っては失礼ですが、こういったことがなくなってしまうのも辛いということで、
この条例案が出てきてからどのような態度を示そうかということで、私自信は非常に悩んでいます。

○委員（前川原正人君）

今中村満雄委員もおっしゃったのですが、議案第11号は確かに決算で見ますと、2,695万円が新年
度、あくまでも見積りの段階ではありますが、これが平成28年度で2,895万円と、そして平成29年度が
2,042万円ということになって、いずれは、これが現在のこれまでの決算のような数字になると思
うのですけれども、自由討議という点で言わしていただくならば、やはり長寿を祝うというのは、これ
は大いに結構なことでありまして、日本の文化的な部分もありますので、本来であれば金額が多い・
少ないの議論の前に、やはりもう少したくさんの人たちに行き渡るように金額を少しでも下げて、75
歳以上とか80歳まで下げるとか、そういうことも可能ではないのかなと、今後検討していただきたい
ということをお自由討議として言わしていただきたいと思っております。

○委員（時任英寛君）

非常に感情的には難しい問題だと思います。ただ、今回改正を行って、余剰金でございますけれど
も、平成29年度からということでございますけれども、その残ったお金でいかに高齢者福祉というも
のを拡充していくかというのは、やはりこの議会もしっかりと責任を持って見ていかなければならな
い。ただ単純に経費削減という発想ではないということでございますので、私としては議会から
もそれに代わる手立てというものを提案していく機会でもあるのかなということを感じました。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に、議案第13号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正
について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第14号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正に
ついて何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第15号、霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止について何か御
意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第19号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の制定につ
いて、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、議案第44号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第44号で自由討議をさせていただきますが、やはり大きな特徴というのは県の仕事を自治体へ権限委譲するというのが大きな特徴だと思います。まだ先の問題になると思うんですけれども、やはり要介護1と2の対象者を地域密着型へ移行していくのではないかと、こういう懸念があるわけございまして、やはり少子高齢化が進む中で、高齢者福祉という点では、国・県のやり方、また市町村のやり方、その施策の在り方というのが介護保険を利用される方、また、ほかにも今後利用されるであろう方たちが、安心して、介護保険を受けられるように環境を整えていくべきであるということを強調しておきたいと思います。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に議案第45号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に入ります。次に陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書について何か御意見はありませんか。

○委員（時任英寛君）

この陳情の取り扱いについての私の意見を申し上げさせていただきたいと思います。この件につきましては、陳情項目で確認をし、執行部にも確認をした件もございましたけれども、まだ実際の輸送業者の方々の御意見というものも、今の実情・実態というものもお聞きした上で判断すべきではなからうかと。したがって、本日ここで自由討議というよりも改めて継続を致しまして、そういう機会も設けたらどうかという意見でございます。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

協議会のメンバーのことで、いろんなことを申し上げましたが、大半がタクシー業界の方でしたけれども、その業界の方が、昨年のNPO法人がこういった事業をやりたいということに対して、合意されたという背景があって、NPO法人そのものは自らやるつもりではなくて、そういったことができる環境がほしいと、そういったことでした。協議会のメンバーについてはちょっといろいろな思いがありますけれども、妥当な結論を出された協議会だなという感想は持ちます。

○委員（徳田修和君）

執行部への質疑の中でもあったんですけれども、今公共交通会議もやっと動くようになり、まだこの陳情に対して、こうあるべきだという形は示しにくいのかなと。もう少し見守るべきではないのかなというふうに感じております。今回のこの陳情に対しても協議会の方々の御意見も参考にできるなら参考にしながら継続的に審査していくべきではないかと感じております。

○委員（中村満雄君）

もし結論を出さないのであれば、昨年合意されたメンバーの方のお考えとかお気持ち、考えられるのは既存のタクシー業界に対する事業の妨げになるとかということもあるのかなと思いつつながら、その業者の方がどのような思いで合意されたのかということをお聞きしたいなど。そういった機会が持てるのであれば、結論を先送りというのもありかなと思っています。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これから議案処理に入ります。霧島市長寿祝金支給条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第11号については原案のとおり可決ものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します議案第11号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に議案第13号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第13号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第14号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。御異議なしと認めます。したがって議案第14号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第15号、霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第15号については、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のと決定しました。次に、議案第19号、霧島市再生可能エネルギー寄附金等による環境まちづくり基金条例の制定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第19号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第19号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第44号、霧島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

採決します。議案第44号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第44号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者6名、賛成多数と認めます。

したがって議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第45号、霧島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第45号については、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので起立により採決します。議案第45号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者6名、賛成多数と認めます。したがって議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第1号高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書について取扱いをどうしますか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時 9分」

「再開 午後 2時10分」

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に陳情第1号、高齢者等交通弱者に対する支援拡充に関する陳情書については、継続審査すべきとの御意見が出ているようですが、いかが取り計らいますか。継続審査で異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

したがって陳情第1号は継続審査とすることに決定しました。ここで議案第11号から議案第45号の委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（中村満雄君）

議案第11号で時任委員がおっしゃったように600万円くらいの余剰金が出ると。その使い道についてしっかりと議会としてチェックし、見守るべきであるとの意見を付け加えてください。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に閉会中の所管事務調査について何か御意見はありませんか。

○委員（中村満雄君）

太陽光発電ということで霧島市随所に計画はあるようですので、太陽光発電での調査等を所管事務調査に取り上げていただきたいのですが。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

ただいま太陽光発電についてという御意見がありますが、ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

であるならば、今回せつかく基金条例が出たわけですので、風力も小水力も含めて、全体的な再生可能エネルギーの調査という形でされたらいかがかなと思います。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

今、時任委員より再生可能エネルギー全般についてということが出ましたけれども、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

○委員（時任英寛君）

今、継続審査となりました陳情第1号の審査日程、これは開会中にするのか、それとも閉会中にするのか、ある程度の日程をお決めいただいたほうがいいのではないかと思います、いかがですか。

○環境福祉常任委員長（下深迫孝二君）

閉会中にやるということではいかがでしょうか。日程等については4月25日から28日くらいで都合はいかがですか。ここで調整したいと思います。

〔「異議なし」と言う声あり〕

これで本日の日程は全て終了しました。したがって環境福祉常任委員会を閉会します

「閉 会 午後 2時15分」

委 員 長 下深迫 孝二